○仙台市情報公開条例（平成12年仙台市条例第80号）

(目的)

第一条　この条例は、公文書の開示を請求する市民の権利を明らかにし、情報公開に関し必要な事項を定めることにより、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市が市政に関し市民に説明する責務を全うするようにするとともに、市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。

(情報公開の総合的な推進)

第三十一条　市は、この条例に定める公文書の開示のほか、市政に関する情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

○附属機関等の設置及び運営の基準に関する要綱（平成9年3月19日市長決裁）

（附属機関等の運営等）

第４ 条 附属機関等の運営については，次の事項に留意し，適正かつ効率的にこれを行うものとする。

(1)（略）

(2) 会議の公開・非公開は，　当該附属機関等において決定すること。この場合において，次のいずれかに該当する場合を除き，公開するものとする。

ア 仙台市情報公開条例（ 平成１ ２ 年仙台市条例第８ ０ 号） 第７ 条各号に掲げる情報を扱う場合

イ その他非公開とすることに相当の理由がある場合

(3) 特別の事情により作成が不要又は困難な場合を除き，議事録を作成すること。この場合において，次の事項に留意して事務の簡素化及び適正化を図ること

ア 議事録には，会議の経過及びその結果の要点を簡明に記載すること

イ 議事録の作成手続には，会議録署名委員制度（委員全員の署名に代えて署名する委員をあらかじめ指定する制度）等を採用すること